

山形県屋外広告物条例による規制等一覧

令和4年3月
県土利用政策課

規制等区分	規制対象	内 容		規制等の考え方
禁止物件【第2条第2項】	① 橋梁、トンネル、高架構造物、分離帯及び擁壁 ② 街路樹、保存樹等 ③ 銅像、神仏像、記念碑 ④ 景観重要建造物、景観重要樹木 ⑤ 送電塔、送受信塔 ⑥ 道路標識、信号機、ガードレール等 ⑦ 消火栓、火災報知器、火の見やぐら ⑧ 郵便ポスト、電話ボックス等 ⑨ 煙突、ガスタンク、水道タンク	広告物、掲出物件を設置してはならない【自家用広告物含む】		【規制の公平性】 ・禁止物件については、公共的広告物であっても設置できないよう、自家用広告物等の適用除外基準から外した。
禁止物件【第2条第3項】	電力柱、電話柱、街路灯柱等	はり紙、はり札等を表示してはならない【自家用広告物以外】		・既存の巻付け広告等は設置可能とした。
特別規制地域【第2条第1項】		広告物、掲出物件を設置してはならない【自家用広告物以外】		
第1種特別規制地域	① 風致地区 ② 文化財保護法の指定建造物の周囲で知事指定地域（慈恩寺本堂、黄金堂、羽黒山五重塔の周囲50m以内） ③ 森林法の指定保安林 ④ 都市公園 ⑤ 古墳、墓場、火葬場	一般広告物は 設置不可	自家用広告物の設置基準 【建植広告】一面3㎡以下、高さ3m以下 【壁面広告】一壁面3㎡以下、壁面上端以下	【屋外広告物の表示制限】 ・禁止地域を可能な限り拡大し無秩序な屋外広告物を規制した。
第2種特別規制地域	① 第1種・第2種低層住居専用地域、田園住居地域 ② 国立公園・国定公園・県立自然公園の普通地域 ③ 道路、鉄道等の両側500m以内の展望範囲（高速自動車国道、自動車専用道路、観光道路）（鉄道全線） （県境、空港入口、ICから3km以内の国道・県道） （知事が指定した都市計画決定高規格幹線道路）	一般広告物は 設置不可	自家用広告物の設置基準 【建植広告】一面5㎡以下、高さ5m以下 【壁面広告】一壁面5㎡以下、壁面上端以下	【都市部の面的規制】 ・用途区域ごとに地域の実態に合わせた5段階規制とした。 【来県者へのもてなし】 ・来県者が最初に目にする鉄道、高速道路、県境、空港周辺の規制を特に強化した。
普通規制地域【第3条】		広告物、掲出物件を設置するには許可必要【自家用広告物以外】		
第1種普通規制地域	国道、県道、広域農道の両側500m以内の展望範囲	一般広告物の許可基準 【建植広告】 ・高さ15m以下かつ道路端部から 仰角14度 の範囲内 ・幅が高さの1/2以下 ・建植広告離隔距離50m以上	自家用広告物の設置基準 【建植広告】 ・一面10㎡以下 ・高さ8m以下	【郊外部の沿道規制】 ・自然景観を可能な限り阻害しない範囲で、広告物の高さ、道路からの距離を規制の基準とした。
		一般広告物の許可基準（自家用広告物の設置基準 共通） 【壁面広告】一面10㎡・一壁面20㎡以下、壁面の1/3以下		【規制の合理化】 ・自家用広告物で許可基準内のものは許可不要とした。
第2種普通規制地域	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域、準住居地域 工業地域、工業専用地域	一般広告物の許可基準（自家用広告物の設置基準 共通） 【建植広告】一面20㎡以下、高さ10m以下 【壁面広告】一面20㎡・一壁面40㎡以下、壁面の1/3以下		【都市部の面的規制】 ・用途区域ごとに地域の実態に合わせた5段階規制とした。
第3種普通規制地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	一般広告物の許可基準（自家用広告物の設置基準 共通） 【建植広告】一面30㎡以下、高さ15m以下 【壁面広告】一面30㎡・一壁面60㎡以下、壁面の1/3以下		【規制の合理化】 ・自家用広告物で許可基準内のものは許可不要とした。
広告景観モデル地区【第17条の2】	市町村長の要請に基づき知事が指定する区域 ・高島町「まほろば通り」地区 ・長井市「黒獅子の郷」地区 ・鶴岡市「美咲町シンボルロード」地区	広告物景観形成基準(例) ・面積や高さ等を制限する規制基準 ・色彩や意匠等を制限する誘導基準 ※第2条第2項に定める禁止物件は対象外		【モデル地区の設定】 市町村による個性あるまちづくりを可能とするため、きめ細かい独自の規制・誘導を可能とした。

※現在の規制の枠組みは、平成10年の条例改正時に作られたもの。特に**本県独自の規制(赤字部分)**については様々な意見を踏まえたうえで、景観保全の観点から規制を開始した。

項目	対象	内容	課題等
屋外広告業の登録【第21条】	業者	屋外広告業を営もうとする者は知事の登録を受けなければならない。 ・登録期間は5年間で更新が必要。 ・営業所ごとに業務主任者を置かなければならない。 ※屋外広告業;屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を行う営業	
業務主任者【第23条】	業者	① 業務主任者の資格等 ・屋外広告士【法第10条第2項の大臣登録法人の試験合格者】 ・法定講習会受講者【第22条の講習会、他都道府県等開催講習会】 ・技能検定合格者【広告美術仕上げに関する職種】 ② 業務主任者が総括する業務 ・法令の規定順守に関する事 ・広告物等の工事施工、設置に係る安全確保 ・帳簿の記録等	特になし
点検【第12条の2】	設置者	屋外広告物の設置者は定期に点検を行わなければならない。 ○点検者の資格等【規則第11条の2】 ・知事指定研修修了者 ・【建植広告】一級建築士、二級建築士、一級建築施工管理技士 ・【電力柱等】電気工事士、特殊電気工事資格者 ・【特殊装置】特殊電気工事資格者	簡易広告物を除く、全ての屋外広告物に対して定期の点検を義務化しているが、確認できているのは許可広告物のみ。
点検結果の報告【第12条の2】	設置者	屋外広告物設置許可の更新時、点検結果を知事に報告しなければならない。 ・3年の許可期間毎に3か月以内の点検結果報告書を提出 ※許可広告物以外の点検結果は報告義務なし	
罰則【第25条の2～第30条】	業者 設置者 管理者	① 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金【第25条の2】 ・無登録、不正登録、業務停止期間に広告業を営んだ者 ② 50万円以下の罰金【第26条】 ・除却命令に違反した者 ③ 30万円以下の罰金【第27条】 ・違反広告物等を設置した者 ・設置許可の表示をしない者 ・既存不適格広告物の除却、許可広告物の管理者設置、完成の届出をしない者 ・許可期間終了後等に除却しない者 ・改造、移転、その他の措置(除却以外)命令に違反した者 ・業務主任者を設置しなかった者 ④ 20万円以下の罰金【第28条】 ・広告物の報告、立入調査に応じない者 ・広告業者からの報告、立入調査に応じない者 ⑤ 5万円以下の過料【第30条】 ・登録業者の廃業等の届出をしなかった者 ・登録業者の標識の掲示をしなかった者 ・登録業者の帳簿等の備え付けに不備があった者	違反広告物の是正対応は、設置者に対する指導のみで、関与した業者に対する指導ができていない。 ※山広美からも違反業者の取締強化を求められている。